

見附市告示第74号

見附市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市移住金交付要綱（令和元年見附市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「受けた場合」の次に「等」を加える。

第3条第1項第1号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、同項第3号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

- （イ） 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

第3条第1項第3号エ中「。」を削り、同号エ（ア）中「転入時において、本市が運営する会員制の団体（見附さぽーた）に登録している者。」を「支給対象者要件 次のいずれかに該当する者」に改め、同号エ（ア）に次のように加える。

- a 本市へ転入する直前3カ月前までに、本市が運営する会員制の団体（みつけサポータ）に登録している者
- b 本市へ転入する直前1カ月前までに、市内の移住イベント、又は移住体験ツアーに参加したことがある者
- c 本市が主催する市外での交流イベントに参加したことがある者
- d 令和7年4月1日以降に、本市が参加する移住イベント等で、本市の担当へ相談を行い、相談カード等の提出があった者

第3条第1項第3号エ（イ）中「転入時において、申請者の世帯に40歳未満の世帯員が存在している者。」を「地域の担い手確保の要件 次のいずれかに該当する者」に改め、同号エ（イ）に次のように加える。

- a 農林水産業に就業する者

b 家業へ就業する者

第3条第2項第2号中「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者その他の」を「出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給している者。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、新潟県及び見附市が認める場合を除く。

第8条第1号ウ中「第3条」の次に「第1項」を加え、同条第2号中「移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に見附市から転出したとき。」を「次のいずれかに該当するとき。」に改め、同号に次のように加える。

ア 第3条第1項第3号ウの要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなったとき。

イ 第3条第1項第3号エの要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなったとき。

ウ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に見附市から転出したとき。

様式第1号別紙1を次のように改める。

(様式第1号別紙1)

見附市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、見附市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：
半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(テレワークの場合)

(6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

(7) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

様式第 1 号別紙 2 を次のように改める。

(様式第 1 号別紙 2)

新潟県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- (1) 新潟県及び見附市は、新潟県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び見附市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、新潟県及び見附市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- (2) 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認等を実施する場合があります。

様式第 2 号（第 4 条関係）（テレワーク）を次のように改める。

様式第 2 号（第 4 条関係）（テレワーク）

年 月 日

(宛先) 見附市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び見附市の求めに応じて、新潟県及び見附市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 号（第 4 条関係）（テレワーク）の次に次の様式を加える。

様式第 2 号（第 4 条関係）（個人事業主・フリーランスの方向け）

年 月 日

(宛先) 見附市長

申請者名
居住地

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日 時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	土曜 時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	日祝 時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

見附市長

移住・就業等支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

見附市移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 見附市は、見附市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：半額（就業の場合）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額（テレワークの場合）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額（関係人口の場合）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額
- 2 見附市は、見附市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、新潟県移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の見附市移住支援金交付要綱第 3 条及び第 8 条の規定は、この要綱施行日以後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。